

令和2年1月6日支給分の期末・勤勉手当に係る 共済掛金の算出について

給与改定に伴い、令和元年6月期及び12月期の期末・勤勉手当の差額が令和2年1月6日に支給されました。共済掛金（保険料）の計算方法についてお知らせします。

給与改定が遡及して行われた場合の標準期末手当等の額の考え方

期末・勤勉手当に係る共済掛金は、「標準期末手当等の額（期末手当等支給額から1,000円未満を切り捨てた額）」を算定基礎とし、この「標準期末手当等の額」に下表の掛金率を乗じて算出します。

標準期末手当等の額を決定した月後に、給与改定等が遡及して行われたことにより、当該標準期末手当等の額の基礎となった期末手当等の額の増額又は減額が行われる場合には、当該月（6、12月）に遡って当該増額又は減額後の期末手当等の額を基礎として標準期末手当等の額を再決定します。

単位：千分率(%)

区 分		令和元年6月及び12月期末・勤勉手当の掛金率
長期 給付	厚生年金保険料	91.50
	退職等年金掛金	7.50
短期 給付	短期掛金 ※1	35.36
	介護掛金 ※2	7.24
掛金率 計(40歳未満)		134.36
掛金率 計(40歳以上)		141.60

※1 短期掛金には、育児・介護休業手当金及び保健事業に係る掛金率を含みます。

※2 介護掛金は40歳以上の組合員の方に納めていただきます(40歳に達した月(1日生まれの人は前月)の分から)。

【上限額があります】

「標準期末手当等の額」には、次の上限額が設定されています。

長期給付	1支給期につき150万
短期給付	年度累計で573万

令和2年1月6日差額支給分の共済掛金(保険料)の計算方法について

期末・勤勉手当各支給期における、「①支給総額(既支給額と令和2年1月差額支給額の合計)により算出した共済掛金」から、「②既に控除された共済掛金」を差し引いた額が、「③令和2年1月差額支給から控除される共済掛金」となります。

計算例(短期掛金の場合)

(期末・勤勉手当支給例)

○令和元年6月期

支給総額500,553円(※1)

(内訳:R1.6.28支給分497,943円(※2)、R2.1.6差額支給分2,610円)

○令和元年12月期

支給総額500,553円(※1)

(内訳:R1.12.10支給分497,943円(※2)、R2.1.6差額支給分2,610円)

※1、※2の標準期末手当等の額はそれぞれ

※1 500,000円

※2 497,000円

(差額支給分の短期共済掛金)

○令和元年6月期

① 支給総額(R1.6.28支給分とR2.1.6差額支給分の合計)により算出した共済掛金

$500,000円 \times 35.36 / 1000 = 17,680円$

② 既に控除された共済掛金(R1.6.28支給分)

$497,000円 \times 35.36 / 1000 = 17,573円$

③ R2.1.6差額支給分から控除される共済掛金(①-②)

$17,680 - 17,573 = 107円$

標準期末手当等の額×
保険料・掛金率
(端数切捨て)

※ ③'令和元年12月期差額支給分の短期共済掛金の計算方法については、③令和元年6月期の差額支給分の計算方法と同じです。

したがって、この計算例の場合の令和元年6月と12月の差額支給分の短期共済掛金は同額になり、令和2年1月6日差額支給分の短期共済掛金合計は次のとおりに計算されます。

○令和2年1月6日差額支給分の短期共済掛金合計

(③(令和元年6月期分)+③'(令和元年12月期分))

$107円 + 107円 = 214円$